

裾野市地域防災計画

風水害対策編

風水害対策編 目次

総則		頁
第1章	総則	
	第1節 過去の顕著な災害	1
	第2節 予想される災害と地域	1
発災前		頁
第2章	災害予防計画	
	第1節 総則	3
	第2節 河川災害予防計画	3
	第3節 道路・橋りょう災害防除計画	4
	第4節 土砂災害防除計画	4
	第5節 山地災害防除計画	7
	第6節 林道災害防除計画	7
	第7節 農地災害防除計画	7
	第8節 倒木被害防除計画	8
	第9節 盛土災害防除計画	8
	第10節 避難情報の事前準備計画	8
	第11節 避難誘導體制の整備計画	9
	第12節 防災知識の普及計画	9
発災後		頁
第3章	災害応急対策計画	
	第1節 市の水防組織	11
	第2節 情報収集・伝達	11
	第3節 広報活動	11
	第4節 水防に関する予警報	11
	第5節 市の非常備体制	12
	第6節 水防区域の危険個所	13
	第7節 水防資機材の整備及び調達	13

第1章 総則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、共通対策編 第4章 復旧・復興対策によるものとする。

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	河川災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画
第3章 災害応急対策計画	市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、市の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第1節 過去の顕著な災害

裾野市域における過去の顕著な災害は、資料編 資料2-1の「裾野市域における主な災害」参照。

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

- 市内の主要河川は、河川改修等により大災害の危険は次第に少なくなっており、被害はむしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。
 - しかし災害はあくまでも予期・予測されない事態によって起こるものであって、中小河川にあっても災害発生の要素をもっており、開発の進展ごとに新しい災害も予想される。
 - 季節的には4月・5月にかけて低気圧が通過し、予想外の豪雨となることがある。6月・7月の梅雨の頃、前線活動がしばしば活発化し、大雨又は局地的豪雨に見舞われることがある。又、8月～10月にかけては台風の接近又は上陸により暴風雨による災害が予想される。
- なお、最近では11月にも発達した低気圧の通過で局地的豪雨に見舞われることがある。

2 土石流・地すべり・がけ崩れ

市内で土砂災害(特別)警戒区域(土石流)が52箇所、土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊)が60箇所指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。資料編 資料2-4

また、急傾斜地崩壊危険箇所でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。

第2章 災害予防計画

○この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第1節 総則

- ・市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- ・市は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- ・市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- ・市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- ・市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

1 本市河川の特徴

- 本市は、富士山と箱根外輪山に囲まれていることから急流河川が多く、駿河湾に流れ込む黄瀬川水系の河川がある。急流河川であることから台風や集中豪雨等により大雨量が短時間に一挙に流れる傾向にあり、河川の溢水を発生させる恐れが近年特に増している。資料編 資料 2-2
- 上記が本市河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、定性的、定量的に把握し難い多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

2 浸水想定区域の指定及び指定に伴う実施事項

- 本市河川は浸水想定区域が指定されていることから、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- 市は市地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。
- 上記により定めた要配慮者利用施設について以下の事項を定めるものとする。
 - ・地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
 - ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。資料編 資料 7-14
 - ・大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの
- 上記のうち要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑迅速な避難の確保を図るために、以下の事項を定めるものとする。
 - ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図

のために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

・市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

○浸水想定区域をその市域に含む市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

○事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

3 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 道路・橋りょう災害防除計画

市道及び橋梁の管理強化対策として、交通危険箇所の解消を図るための災害防除事業等を実施するとともに、道路パトロールを実施し、災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施する。また市指定の緊急輸送路及び避難路における道路橋や歩道橋等の重要構造物は、災害発生後に異常がないか速やかに点検を行う。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第4節 土砂災害防除計画

1 本市の土砂災害対策

○本市は、地形的に急峻な山地やがけが多く、土砂災害(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)危険箇所が多数存在している。

資料編 資料 2-3

○土砂災害から市民の生命と財産を守るため、市有地においては土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

○災害危険性を考慮した土地利用の誘導を図るとともに、災害の危険が懸念される地域において、各種法令による土地利用の規制誘導を適切に行う。

2 砂防事業

○土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

事業名	内容
砂防事業	砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。

3 地すべり対策事業

○地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

事業名	内容
地すべり対策事業	地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急地すべり対策事業	当該年発生の風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。

4 急傾斜地崩壊対策事業

○急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

○立地適正化計画により指定する都市機能誘導区域や居住誘導区域から急傾斜地崩壊危険区域を除外し、一定規模以上の開発行為及び建築行為について適切な誘導を行う。

事業名	内容
急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。
急傾斜地崩壊危険区域における規制等	県は、急傾斜地崩壊危険区域を、建築基準法に基づく災害危険区域に指定し、住居用建築物の建築制限(対策工事済みにおいては建築制限解除)を行う。

5 土砂災害警戒情報の提供と活用

区分	内容
土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。 ・市は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 ・市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報(気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(気象庁ホームページ)、土砂災害警戒情報補足情報システム(県ホームページ)等)の確認・把握に努める。

6 土砂災害防止法の施行

区分	内容
土砂災害警戒区域等の指定、公表	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、土砂災害(土石流・地すべり・がけ崩れ)から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。資料編 資料2-4 ・県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市に通知するとともに、公表するものとする。
土砂災害特別警戒区域における規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・市等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 ・立地適正化計画により指定する都市機能誘導区域や居住誘導区域から土砂災害特別警戒区域等を除外し、一定規模以上の開発行為及び建築行為について適切な誘導を行う。
市防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災会議は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

	<p>①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地</p> <p>⑤救助に関する事項</p> <p>⑥①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>・市防災会議は、市地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</p>
<p>要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等</p>	<p>・市地域防災計画にその名称及び所持地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</p>
<p>住民への周知</p>	<p>・市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害(土石流・地すべり・がけ崩れ)が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他の警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ)の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>避難勧告等の解除</p>	<p>・市長は、避難勧告等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。</p>
<p>事業者の対応</p>	<p>・事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</p>

○想定される土砂災害の場合には居住地に近く、各区の自主防災組織本部を設置する区の公民館・集会所等(一時避難所)への避難を優先する。災害の規模が大きく、多くの避難者が予想される場合には、資料編 資料 7-3 記載の市指定避難所を開設する。

(共通事項)

- 一時避難所及び避難経路については「裾野市防災ハザードマップ」に記載
- 土砂災害に関する情報の収集及び伝達については、静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム(サイボスレーダー)及び気象庁ホームページ等から情報を把握する他、「共通対編 第3章 災害応急対策計画 第4節 通信情報計画」に

より実施する。

- 土砂災害に係る避難訓練については、土砂災害防止月間(6月)に、自主防災組織を中心に、地域の実情に合った訓練を実施する。
- 要配慮者施設への情報の伝達は避難勧告の発表の前に、避難準備が必要な旨を連絡する。
- 救助に関する事項については、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第13節 救助救急活動に関する計画」による。

7 その他のソフト対策

区 分	内 容
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	・市と県は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第5節 山地災害防除計画

1 治山事業

- 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備(間伐など)や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

2 山地災害危険地対策

- 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。
- 市は、県とともに、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

3 総合的な山地災害対策

- 毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。
- 山地災害危険地区の情報を市民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組を進める。
- 山地災害危険区域は、資料編 資料2-5のとおり。

第6節 林道災害防除計画

林道は、森林の整備・保全を目的として森林内に設けられている。また、林道は森林の適切な管理や間伐等の林業活動のために設置されているため、急峻な地形に開設されている箇所もあり、がけ崩れ等の危険性があることから計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第7節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業を積極的に進めていく。

1 ため池等整備事業

老朽化した農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから豪雨照査を実施する。

2 農地保全事業

- この事業は急傾斜地帯における土壌の流出を防止するための事業であるが、特に富士山麓一帯の耕地は火山灰質土壌のため、降雨時の表土流出により下流に土砂が流下してはん濫大被害を及ぼしている。

○これらの農地の保全を図るため、富士山周辺の農地を対象に、排水路及びこれに付帯する農道の整備を行っている。

第8節 倒木被害防除計画

市及び電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第9節 盛土災害防除計画

○市と県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省(不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。)、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

○市と県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

○市は、県や市町等と連携して不適正な盛土事案の課題解決を図るため、県が設置する「静岡県盛土等対策会議」や、その下部組織である現場レベルの地域部会を通じ、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第10節 避難情報の事前準備計画

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」(平成31年1月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難勧告等の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

(3) 市は「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、県より技術的専門的な助言等の作成支援を受ける。

2 住民への周知・意識啓発

(1) 市は、避難勧告や避難指示(緊急)、災害発生情報が発令された際、避難地への移動(立ち退き避難・水平避難)、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、屋内に留まり安全を確保する「屋内安全確保(垂直避難)」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市及び県は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関

する理解の促進を図るものとする。

- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第11節 避難誘導體制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第12節 防災知識の普及計画

原則として、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画」及び「風水害対策編 第2章 災害予防計画 第8節 避難勧告等の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発」に準ずる。

加えて、市は、県、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。
- その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。
- また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- 更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。
- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」(昭和24年法律第193号)に基づき市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施について必要な事項を規定するほか、風水害に対する市の対応を定め、もって管轄下各河川、湖沼の洪水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

本市の「水防組織」、「避難」、「通信連絡」、「水防に関する予警報」、「水防活動」及び「協力・応援」等については「裾野市水防計画」に定め、これに基づき対応するものとする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」による。

第1節 市の水防組織

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節「動員・応援計画」に準ずる。)

第2節 情報収集・伝達

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

第3節 広報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 水防に関する予警報

1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等

静岡地方気象台から発表される大雨特別警報(土砂災害・浸水害)、大雪特別警報、大雨警報(土砂災害・浸水害)、洪水警報、大雪警報、大雨注意報、洪水注意報等をもって代える。

2 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報

○主として中小河川において、洪水により重要な損害が生じるおそれがある河川として、国土交通省及び県は氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)という基準を定めており、この水位に達した水位到達情報が国土交通省から通知された場合、又は県が通知した場合は、水防管理者(市長)にその情報に係る事項が通知される。

○氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)が氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であるため、水防管理者(市長)は避難指示(緊急)等の発令の目安とする。

3 水位の観測及び雨量観測

(1)水位の観測

市内には19箇所の河川水位標示表(裾野市水防計画書 資料9参照)があり、水防体制の基準となる水位観測点とする。

(2)雨量の観測

市内には雨量観測施設が4箇所(裾野市水防計画書 資料8参照)があり、富士山南東消防本部裾野消防署は、時間雨量が40mm以上になった場合は、市水防本部又は危機管理課へ報告する。

4 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報

市は管理する公共下水道等の配水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは水位を示し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

5 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第5節 市の非常備体制

市の非常備については、情報収集体制、事前配備体制、避難所開設体制、第1次配備体制、第2次配備体制とし、その基準はおおむね以下のとおりである。

配備区分		配備基準	配備職員
市区分	県区分		
情報収集配備	第1次事前配備	静岡地方気象台から裾野市に大雨・洪水等注意報が発表されたとき	危機管理課は情報収集する。時間外においては自宅待機。
	第2次事前配備	静岡地方気象台から裾野市に大雨・洪水等警報が発令されたとき	少数の人員で、主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によってはただちに職員の招集、その他水防活動ができる体制とする。 危機管理課・情報発信課・建設課・農林振興課
事前配備	第1次非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合 ・具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき ・「高齢者等避難」発令時 	<p>情報収集体制での情報等により、災害発生のおそれがある場合で、各班における対策実施のための必要人員の動員を実施し、事態の推移によってはただちに第1次配備に係る対応ができる体制</p> <p>水防本部長・副本部長 危機管理監・危機管理調整監・危機管理課 水防本部部長</p>
避難所開設			避難所の開設が必要と認められるとき
第1次配備	第2次非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき ・「避難指示」の発令時 	<p>水防活動並びに災害応急活動の初期活動ができる体制</p> <p>上記に加え 水防本部(災害対策本部)班長及び配備指名されている職員</p>
第2次配備	第3次非常配備	水防本部において全職員の召集を決定した場合	<p>完全な水防活動並びに災害応急活動に対応ができる体制</p> <p>全職員</p>
<p>※ 水防本部の決定により、避難所を開設する場合、現地対策部広域避難地班員は、配備区分に関わらず出勤しなければならない。</p> <p>※ 上記区分以外にも、状況に応じて必要な職員の配備を要請する場合がある。</p>			

【その他の注意事項】

- 1 水防本部員、消防団員及び水防職員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ、水防指令の命令が予測される時は、出動しなければならない。
- 2 全職員は、事前配備指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに、常に居所を明確にしておくものとする。

第6節 水防区域の危険箇所

市内の重要水防箇所は、裾野市水防計画書において示すものとする。

第7節 水防資機材の整備及び調達

市が備蓄している資材・機材の整備状況は、裾野市水防計画書に示すものとする。